

# 請 願 文 書 表

【令和6年9月定例会議】

(件名・要旨)

米崎賢治殿に小松島市議会からの勧告に真摯に対応するよう求める請願書

## 【請願の要旨・項目】

令和6年5月27日、弁護士豊田泰士殿を代理人として、請願者に対し通知書を送付してきましたが、小松島市議会で採択された請願書に対する「真摯な対応」とは言えず、到底看過することはできません。

通知書には、「当職（弁護士 豊田泰士 殿）が通知人（米崎 賢治議員）の代理人として貴殿（川脇 希右・松下 悦郎）に通知人の見解を送付することで、小松島市議会としては請願書に対応したことになるとの回答を得ています。」として既に貴殿に対し通知人が書面にて通知しているように、令和5年12月20日の議会運営委員会の反対討論に関する、個別説明を行う義務は存在せず、今後も任意に個別説明を行うことは予定しておりません。又、通知人に対して長時間に渡り説明を求めている経緯があるが、任意に応じていたに過ぎず、今後は任意に応ずる予定はありません。以後、通知人に対し、上記反対討論に関する訪問や電話等による一切の問い合わせについてはお控えください。仮に、通知人に対して、上記反対討論に関する貴殿のご主張がある場合には、当職宛まで法的根拠を明らかにした上で書面にてご連絡ください。と記載されています。しかし、小松島市議会で、採択された「米崎賢治議員に、良識と責任ある議会議員としての見解・対応を願いたい請願書」では、米崎議員は、「答弁できませんでした。後日、答弁いたします。」としたが、説明ができなため、米崎議員が、その後の対応として、弁護士の対応しかしないと主張し、又、議会基本条例を根拠にして説明を行わないとした行為に対し前記の請願書が提出され、採択されたものであります。

米崎議員は、小松島市議会で採択された請願に対し、真摯に対応するよう求めます。

## 記

小松島市議会として、本通知書が請願書に対する回答を得ています。と記載されていることについては、小松島市議会安平議長に問い合わせたところ、「記憶にない。」と陳述し、通知人は「聞いていない」としています。近藤副議長の言う三役（安平議長・近藤副議長・池淵議会運営委員会委員長）にお諮りし対応していただき、安平議長が弁護士事務所に問い合わせたところ、同議長から何ら回答が得られなかったとお聞きしています。

法的根拠を明らかにした上で書面にてご連絡ください。としているが、再三にわたり、小松島ゲートボール場に関する住民監査請求において、又、佐藤光太郎前監査委員の除斥に関する、請願書の提出、及び議会運営委員会での請願人の口頭陳述は、法的根拠に基づいて行われ、それに対しての、米崎議員が、反対討論として発言したことに、説明を求めている。

訪問や電話等による一切の問い合わせはお控えください。としているが、訪問は行われていないし、電話の対応すらしないから、前回及び今回の請願書を提出いたします。

長時間に渡り説明を求めている経緯がある。として、議会応接室での対応を指摘されていますが、当時の議長、議員、関係者が同席した場で、米崎議員が監査事務局職員の同席を依頼し、反対討論の説明ができなかった。又、その後の対応として中村法務官に相談してノヴァ法律事務所に相談をしに行くとしたにもかかわらず、何ら対応しなかった為に請願書が提出され採択された。しかし、米崎議員が真摯な対応が行わないため、近藤副議長に促され、又 安平議長に相談し、その後の対応として、令和6年5月27日付けの通知書が送付した。しかし、通知書による米崎議員の主張、対応については再度に渡り述べますが、議会で採択されたことに対して、又 議員としての資質を疑わざるを得ません。

請願者は令和6年6月23日に小松島市議会議員米崎賢治殿・代理人弁護士豊田泰士殿に書面で送付していますが何ら、対応はありません。

以上

1. 米崎賢治議員に、良識と責任ある議会議員としての見解・対応を願いたい請願書及び証拠書類として提出された①②及び内容証明③。

2. 請願者に対し、小松島市議会議員米崎賢治殿・代理人弁護士豊田泰士殿に請願者が真摯な対応として送付した通知書

3. 小松島市議会議員米崎賢治殿・代理人弁護士豊田泰士殿に請願者が送付した書面  
上記の3通の書面を十分に勘案しご審議ください。

同僚である、佐藤光太郎議員を守るためと称し、反対討論を前提とした原稿を監査事務局に相談し作成。議会事務局職員を同席させて迄、説明できなかったことに対し、説明する義務はない、任意に応じていたにすぎない。又、説明できなかった為に中村法務官に相談し、弁護士を紹介してもらい対応する。として、自らが弁護士を代理人として対応するとした。

個別の責任がないとした理由ばかり述べられていますが、そもそも何ら説明が出来ていないので請願書が提出され採択された。又、採択された請願に対し、あまりにも不誠実な対応の為、今回の請願書を提出するにいたりました。

提出済みの書面として3通の書面をご勘案ください。

1. 米崎賢治議員に、良識と責任ある議会議員としての見解・対応を願いたい請願書及び証拠書類として提出された①②及び内容証明③。

2. 請願者に対し、小松島市議会議員米崎賢治殿・代理人弁護士豊田泰士殿に請願者が真摯な対応として送付した通知書

3. 小松島市議会議員米崎賢治殿・代理人弁護士豊田泰士殿に請願者が送付した書面